

「奈良モデル」検討報告書

～県と市町村の役割分担のあり方～ <骨子>

1. 「県と市町村の役割分担のあり方」の再検討の必要性

- ✎ 奈良県では、市町村合併、広域行政、県から市町村への権限移譲等、いずれも進んでおらず、地方分権改革は県勢発展に寄与していないのではないかと？
- ✎ これまでの地方分権改革が、奈良県という地域では生かすきれないものであったのではないかと？



「地域にあった県と市町村のあり方」を真剣に議論することが、奈良県における地方分権展開のあり方。

2. 検討にあたっての前提

(1) 県と市町村の役割分担の現状

- 県と市町村の現状の事務については、個別法及び補助金、地方交付税等の財源措置によりそれぞれの事務所掌が定められており、それぞれの事務について改めて整理、分析する必要がある。

(2) これまでの奈良県の地方分権の状況

- 特例条例による移譲法律数は、奈良県は12で全国44位と低調（H20年2月）。
- 現在のところ、奈良市以外に中核市、特例市の要件に合致する都市はない状況。
- 市町村合併により、奈良県では市町村数が39へ減少したが、人口1万人未満町村が18（46.2%、全国平均26.5%）。
- 広域連合、一部事務組合とも構成市町村の統一なく件数も少ない。広域行政圏施策も低調で広域行政が拡大していない。

(3) 奈良県の地域特性

① 県内の地理的特性

- 規模の大きい市が集まりその周辺に町村が存する北部の平野部。
- 東西に中規模の市が連担しその南北に面積の小さい町村が存する中部。
- 広大な面積の山岳地帯に人口が少なく高齢化が進んだ町村が存する南部。

②県内市町村の行財政状況

- 個人住民税に頼り団塊世代退職後に財政がさらに不安定化するおそれのある北中部の平野部。
- ダム等の固定資産税収入があるものの財政力が弱い南部の山間部。
- 市町村税の徴税率は、近年改善してきているが、全国 38 位 (H19) と依然低迷。
- 公債費と人件費により経常収支が悪化、2 年連続全国ワースト 1 位 (H18、H19)。
- 組織体制も職員数減により弱体化。

(4) 地方分権に関する最近の国の動き

- 地方分権改革推進委員会の第 1 次勧告では、64 法律 359 事務が都道府県から市町村への移譲とされているが、ほとんどが市への移譲。(規模による権能の差が拡大)
- 地域主権戦略会議では、義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲などが推進される予定。(地域主権戦略大綱(仮称)策定は H22 年夏頃の予定)
- 第 29 次地方制度調査会では、今後は市町村合併のほか、市町村間連携や都道府県による補完を用意した上で、市町村が最も適した仕組みを自ら選択出来るようにすべきと答申。
- 地方行財政検討会議では、都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方などが議論される予定。

3. 県と市町村の関係と役割の考え方

(1) 県と市町村の関係 :

➡ 上下・主従関係ではなく、対等の関係。

(2) 市町村間の関係 :

➡ 対等で協力・共同する関係。

(3) 市町村の役割 :

優先的に住民サービスを実施する基礎的自治体である一方、

➡ 事務の共同化と県の支援を自らの意思で検討。

(4) 県の役割 :

市町村が中心的役割を担うことを認識したうえで、

➡ 市町村と対等な立場で協議・検討し必要な支援を実施。

4. 新たな役割分担に向けての方向性

(1) 奈良県という地域にあった地方行政体制

県と市町村の人的資源（行政部門計約 1.1 万人）、財源（普通会計歳出計約 1 兆円）、様々な公共施設等（体育、集会施設、医療施設など）を県全体として有効活用する発想が重要。

既定の考え方にとらわれずに、奈良県市町村の実情を踏まえ、「補完と自律」を基本とした県と市町村の新たな役割分担と適正な財政負担の仕組みをめざす。

(2) 「補完と自律」による役割分担の方向性

① 市町村間の連携による効率化（水平補完）

- ▶ 職員数削減や専門職不足への対応のために、市町村間の事務の共同処理である「水平補完」を推進。県は支援や調整を実施。
- ▶ 「小規模町村による共同」、「同程度規模の町による共同」、「市を中心とした大規模な共同」、「全県的な共同」、「地域性に影響されないもの」などに区分し、地域や事務に応じた仕組みを検討。
- ▶ 執行組織は、既存の広域連合・一部事務組合の活用、既存組織の改編や新規の広域連携組織の設置の他、事務の委託等。

② 小規模町村への支援（垂直補完）

- ▶ 行政サービス維持のために、町村が実施すべき事務を県が支援する奈良県独自の「垂直補完」を推進。
- ▶ 費用負担については、実際の事務に必要なコスト、財源措置の状況、コスト削減効果を勘案し、県・市町村とも合意が得られる額を検討。

③ 県から市町村への権限移譲

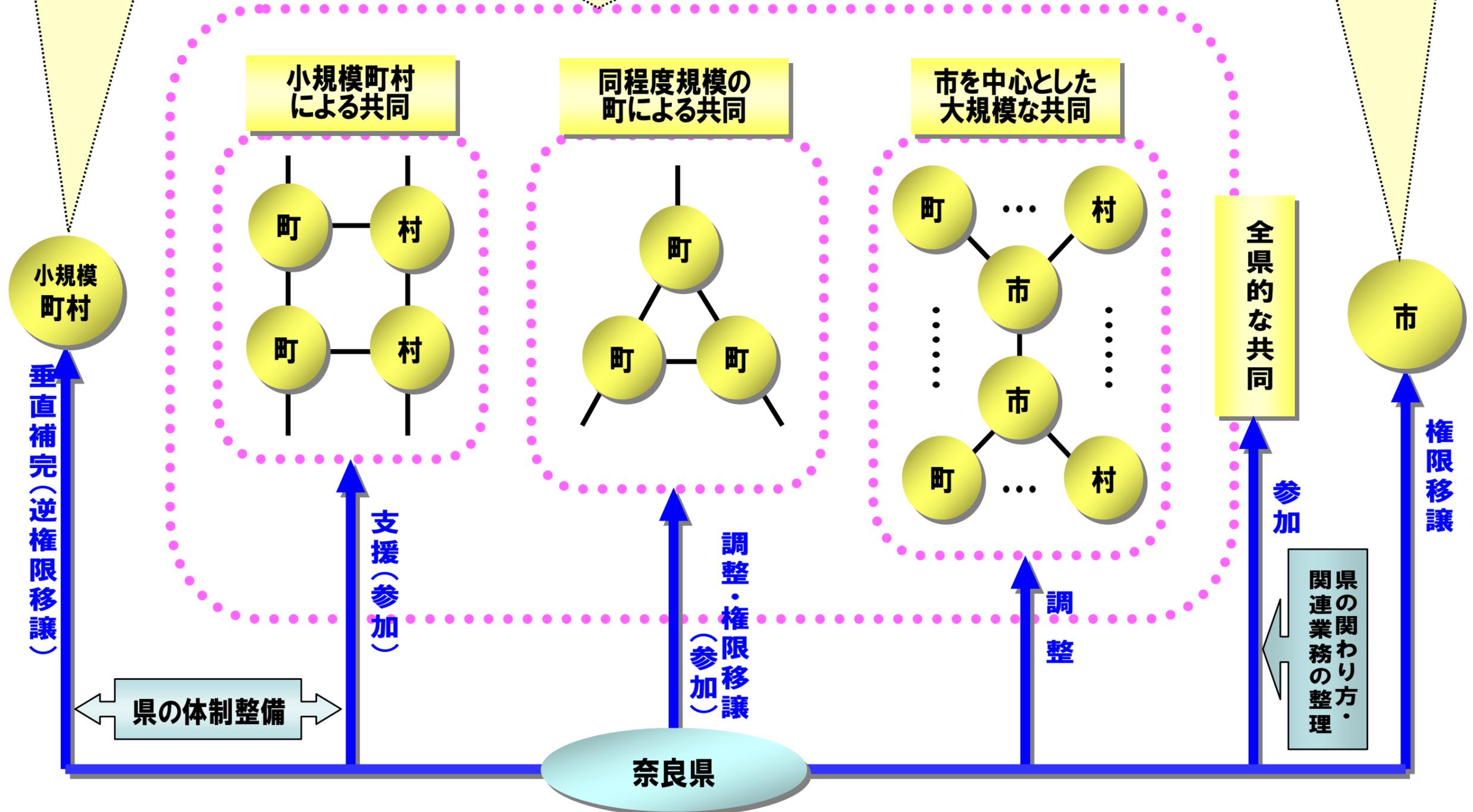
- ▶ 基礎的自治体優先の原則により、県から市町村への権限移譲、事務移譲を推進。

●「補完と自律」による役割分担のパターン

行政サービス維持のために、町村が実施すべき事務を県が支援する奈良県独自の「垂直補完」を推進。

職員数削減や専門職不足への対応のために、市町村間の事務の共同処理である「水平補完」を推進。

基礎的自治体優先の原則により、県から市町村への権限移譲、事務移譲を推進。



5. 現行事務の整理、分析

(1) 現行事務の整理・分析

- ▶ 県と市町村の事務を網羅的に分析。
- ▶ 根拠法令・財源・県と市町村の関わり方の類型等を整理。
- ▶ 市町村、県の意向把握
- ▶ 地方分権改革推進委員会 1 次勧告関連業務を除外。



『奈良モデル』（役割分担見直し検討対象 7 3 業務）

業務類型

類型	内容	パターン
① 重複型	事務・権限が法令上一つの主体に専属しておらず、県と市町村がそれぞれ個別に実施することができるもの (例: 個人情報保護、公立病院・診療所の運営管理、生涯スポーツ振興、国際交流) 具体的業務ごとに地域の実情に応じた方向性を検討。	
② 重層型	全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、県、市町村が国の補助金等を受けて、一体的に事務事業を実施するもの (例: 民生委員活動支援、国民健康保険、福祉医療助成) 具体的業務ごとに地域の実情に応じた方向性を検討。	
③ 分担型	法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって県と市町村がすでに一定の役割分担をしているもの (例: 防災・震災対策、児童相談、騒音振動対策、農地転用許可事務) 可能なものについて県から市町村への権限移譲を進める。	
④ 関与型	市町村が実施する事務に関して、県が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているもの (例: 住居表示、児童館運営、土地区画整理、幼稚園管理運営) 必要性の乏しいものについて県関与の廃止を検討する。	
⑤ 県専担型	現在は主に県のみでその事務を行っているもの (例: 私立学校補助、障害児支援、児童福祉施設の指導監督) 可能なものについて県から市町村への権限移譲を進める。	
⑥ 市町村専担型	現在は主に市町村のみでその事務を行っているもの (例: 戸籍システム、消防、自転車駐輪場の管理、公民館管理運営) 市町村間の連携を県が調整・支援する。	

6. 今後の取り組みの考え方

- 「奈良モデル」として整理した73業務について、具体化を図るため、市町村と県が協議のうえ、市町村の要望の強いもの、効果の高いものから、詳細検討を行う。
- 取り組みが可能なものから順次実行。